

第 6 8 号議案

使用料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例

(志木市老人福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 志木市老人福祉センター条例(昭和 5 1 年志木市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「3 0 0 円」を「5 0 0 円」に改める。

(志木市立公民館条例の一部改正)

第 2 条 志木市立公民館条例(昭和 5 2 年志木市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表宗岡の部及び宗岡第二の部を次のように改める。

宗		円	円	円	円
岡	第 1 研修室	6 3 0	8 4 0	8 4 0	2, 3 1 0
	第 2 研修室	5 2 0	6 3 0	6 3 0	1, 7 8 0
	多目的室	5 2 0	6 3 0	6 3 0	1, 7 8 0
	調理室	6 3 0	8 4 0	8 4 0	2, 3 1 0
	松の間	2 2 0	3 3 0	3 3 0	8 8 0
	竹の間	2 2 0	3 3 0	3 3 0	8 8 0
	ホール A	1, 0 5 0	1, 3 6 0	1, 3 6 0	3, 7 7 0
	ホール B	7 7 0	9 4 0	9 4 0	2, 6 5 0
宗 岡 第 二	4 0 1 会議室	7 3 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	2, 8 3 0
	4 0 2 会議室	7 3 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	2, 8 3 0
	4 0 3 会議室	3 1 0	4 2 0	4 2 0	1, 1 5 0
	4 0 4 会議室	3 1 0	4 2 0	4 2 0	1, 1 5 0
	4 0 5 会議室	6 3 0	7 3 0	7 3 0	2, 0 9 0
	4 0 6 会議室	5 2 0	6 3 0	6 3 0	1, 7 8 0
	調理室	1, 0 5 0	1, 3 6 0	1, 3 6 0	3, 7 7 0
	和室	6 3 0	8 4 0	8 4 0	2, 3 1 0

トレーニング室	9 4 0	1, 3 6 0	1, 3 6 0	3, 6 6 0
美術工芸室	7 3 0	9 4 0	9 4 0	2, 6 1 0
備品	委員会規則で定める。			

(志木市立八ヶ岳自然の家条例の一部改正)

第3条 志木市立八ヶ岳自然の家条例（昭和52年志木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「550円」に、「1, 050円」を「1, 210円」に改める。

(志木市立図書館条例の一部改正)

第4条 志木市立図書館条例（昭和54年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表視聴覚室の項から会議室の項までを次のように改める。

視聴覚室	9 7 0 (1, 4 5 0)	1, 9 5 0 (2, 9 2 0)	9 7 0 (1, 4 5 0)	3, 8 9 0 (5, 8 2 0)
和室	2 4 0 (3 6 0)	4 9 0 (7 3 0)	2 4 0 (3 6 0)	9 7 0 (1, 4 5 0)
会議室	2 4 0 (3 6 0)	4 9 0 (7 3 0)	2 4 0 (3 6 0)	9 7 0 (1, 4 5 0)

(志木市都市公園条例の一部改正)

第5条 志木市都市公園条例（昭和58年志木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「550円」に、「1, 570円」を「1, 870円」に、「50円」を「60円」に、「630円」を「770円」に、「3, 140円」を「3, 630円」に、「16円」を「20円」に、「7円」を「10円」に改める。

(志木市総合福祉センター条例の一部改正)

第6条 志木市総合福祉センター条例（昭和59年志木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの項から多目的室の項までを次のように改める。

ホール	4,090円	5,450円	5,450円	14,990円
201会議室	520円	730円	730円	1,980円
202会議室	520円	630円	630円	1,780円
203会議室	630円	840円	840円	2,310円
多目的室	940円	1,260円	1,260円	3,460円

(志木市夜間照明施設設置条例の一部改正)

第7条 志木市夜間照明施設設置条例(昭和63年志木市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,210円」に、「1,570円」を「1,870円」に、「520円」を「550円」に改める。

(志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例の一部改正)

第8条 志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例(平成4年志木市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1号イの表運動場の項及びテニスコート(砂入り人工芝コートにあっては、括弧内の金額)の項を次のように改める。

運動場	一般・学生	2,860	1,980	1,980	1,980	1,980	1,980
	児童・生徒	1,430	990	990	990	990	990
テニスコート(砂入り人工芝コートにあっては、括弧内の金額)	一般・学生	1,430 (1,870)	990 (1,210)	990 (1,210)	990 (1,210)	990 (1,210)	990 (1,210)
	児童・生徒	770 (880)	440 (660)	440 (660)	440 (660)	440 (660)	440 (660)

別表第2第1号ウの表野球場の項からテニスコートの項までを次のように改める。

野球場	一般・学生	1,320	880	880	880	880	880
	児童・生徒	660	440	440	440	440	440
少年野球場	一般・学生	1,320	880	880	880	880	880
	児童・生徒	660	440	440	440	440	440

ソフトボール場	一般・学生	1,320	880	880	880	880	880
	児童・生徒	660	440	440	440	440	440
サッカー場	一般・学生	1,320	880	880	880	880	880
	児童・生徒	660	440	440	440	440	440
少年サッカー場	一般・学生	1,320	880	880	880	880	880
	児童・生徒	660	440	440	440	440	440
タッチラグビー場	一般・学生	1,320	880	880	880	880	880
	児童・生徒	660	440	440	440	440	440
テニスコート	一般・学生	1,430	990	990	990	990	990
	児童・生徒	770	440	440	440	440	440

別表第2第2号の表中「310円」を「330円」に、「520円」を「550円」に、「1,050円」を「1,210円」に、「150円」を「220円」に、「260円」を「330円」に改める。

(志木市立いろは遊学館条例の一部改正)

第9条 志木市立いろは遊学館条例（平成14年志木市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1研修室の項から陶芸室の項までを次のように改める。

第1研修室		940 (1,410)	1,260 (1,890)	1,260 (1,890)	3,460 (5,190)
第2研修室		440 (660)	550 (820)	550 (820)	1,540 (2,300)
第3研修室		520 (780)	630 (940)	630 (940)	1,780 (2,660)
多目的室		330 (490)	520 (780)	520 (780)	1,370 (2,050)
和室	桜	310 (460)	420 (630)	420 (630)	1,150 (1,720)
	菊	220 (330)	330 (490)	330 (490)	880 (1,310)

工作室	3 3 0 (4 9 0)	4 4 0 (6 6 0)	4 4 0 (6 6 0)	1, 2 1 0 (1, 8 1 0)
ホール A	1, 2 6 0 (1, 8 9 0)	1, 6 8 0 (2, 5 2 0)	1, 6 8 0 (2, 5 2 0)	4, 6 2 0 (6, 9 3 0)
ホール B	1, 2 6 0 (1, 8 9 0)	1, 6 8 0 (2, 5 2 0)	1, 6 8 0 (2, 5 2 0)	4, 6 2 0 (6, 9 3 0)
陶芸室	4 2 0 (6 3 0)	5 2 0 (7 8 0)	5 2 0 (7 8 0)	1, 4 6 0 (2, 1 9 0)

(志木市西原ふれあいセンター条例の一部改正)

第 1 0 条 志木市西原ふれあいセンター条例（平成 2 2 年志木市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表ホール A の項及びホール B の項を次のように改める。

ホール A	1, 3 6 0 (2, 0 4 0)	1, 8 9 0 (2, 8 3 0)	1, 8 9 0 (2, 8 3 0)	5, 1 4 0 (7, 7 0 0)
ホール B	6 3 0 (9 4 0)	7 3 0 (1, 0 9 0)	7 3 0 (1, 0 9 0)	2, 0 9 0 (3, 1 2 0)

(志木市いろは親水公園等の管理及び運営に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 志木市いろは親水公園等の管理及び運営に関する条例（令和 2 年志木市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5 2 0 円」を「5 5 0 円」に、「1, 5 7 0 円」を「1, 8 7 0 円」に、「5 0 円」を「6 0 円」に、「6 3 0 円」を「7 7 0 円」に、「3, 1 4 0 円」を「3, 6 3 0 円」に、「1 6 円」を「2 0 円」に、「7 円」を「1 0 円」に改める。

(志木市民サービスステーション条例の一部改正)

第 1 2 条 志木市民サービスステーション条例（令和 4 年志木市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項から開閉式展示パネルの項までを次のように改める。

会議室	1, 2 1 0	1, 6 5 0	1, 7 6 0	4, 6 2 0
多目的室	1, 5 4 0	1, 9 8 0	2, 0 9 0	5, 6 1 0

開閉式展示パネル	—	—	—	6, 0 5 0
----------	---	---	---	----------

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定により、既に利用の許可を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

受益者負担の適正化を図るため、使用料及び利用料金の額の見直しに係る関係条例の規定の整備をしたいので、地方自治法第 2 2 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。